

# 男系維持と皇位の安定継承

高森明勅 2021. 1. 23



産経新聞(1月23日付)に「正統保ち皇位の安定継承を／『旧宮家復帰』へ動く時だ」との論説が載った(論説副委員長、榊原智氏)。一読、落胆を禁じ得なかった。

「皇位の安定継承を」求めながら、皇位継承の将来を不安定なものにしている、そもそもの“原因”に一言半句、触れていなかったからだ。

「継承権を持つ男性皇族が減り」と危機感を語る一方、その“背景”を全く見ていない。言う迄もなく、側室が不在となり、非嫡出による継承可能性が排除された事実こそ、眼前の危機の根源。にも拘(かかわ)らず、「皇室は危機にある。…男系(父系)継承を脅かす議論がくすぶっているからだ」と述べているのは、本末転倒も甚だしい。

「男系(父系)継承」を可能にして来た非嫡出の継承可能性が無くなったのに、いたずらに明治以来の「男系男子」限定に固執していれば、皇位継承はやがて行き詰まる他ない。これこそ「皇室の危機」。その危機を打開しなければならないからこそ、男系限定の“見直し”が語られているのだ。

もし、そのような「議論がくすぶっている」ことに不満があるならば、“非嫡出排除”という冷厳な現実をきちんと織り込んだ上で、男系限定を維持したまま、かつ皇室の尊厳を損なわないで「皇位の安定継承を」実際に可能にする、具体的方策を提示すればよいだけのこと。

それが、本当に妥当かつ実現可能なものであれば、男系継承を「脅かす議論」など、たちまち雲散霧消するはずだ。しかし残念ながら、この記事にはその点への言及が、丸ごと抜け落ちている。「スタートライン」にすら立っていない、と評する他ない。

文中、「父方をたどると必ず天皇に行き着き、初代神武天皇までさかのぼれる方だけが即位してきた」とある。だが、母方で“直接”天皇に繋(つな)がり、父方では間接的にしか繋がらない方も、即位された事実がある。又、「父方をたどると...神武天皇までさかのぼる方」であっても(例えば、平将門や足利尊氏など)、一度(ひとたび)皇族の身分を離れたり、その子孫の場合、もはや二度と天皇として即位できないのが、原則だった。

例外は、第 59 代・宇多(うだ)天皇が僅か 3 年余り皇籍を離れた後に、皇籍“復帰”して即位したのと、同天皇が臣籍にあった時にお生まれになり、2 年余り臣籍にあった第 60 代・醍醐(だいご)天皇(こちらは皇籍の“取得”)だけ(顕宗[けんそう]天皇・仁賢[にんけん]天皇・継体[けいたい]天皇の場合は、皇族の身分を離れられていない)。

旧宮家(皇籍離脱して既に 70 年以上)とは到底、比べられない短期間だった。その上、当時は身分制社会で、皇族の身分を離れられた後も、旧宮家のように一般国民になられた訳ではない。しかし、皇室の尊厳と「聖域」性を守り、皇室と国民の“区別”を曖昧にしない為に、これらさえ踏襲すべき「先例」とは見なさず、皇室典範では皇籍復帰又は(ご結婚によらない)新たな取得の可能性を一切、除外している(第 15 条)。

同記事では宇多天皇などを「十分な先例」とするが、皇室典範の趣旨を理解できていないようだ。今更「旧宮家」案を持ち出すのであれば、これまで提出されて来た同案への様々な疑問(当事者が否定の意思を示されている。関係者の振る舞いにとても立派とは言えない例があった等々)に誠実に答えるべきだったはず。しかし、それについても沈黙したままだ。

「皇太子(皇太弟)」の称号を自ら辞退された「皇嗣」秋篠宮殿下のご即位を、あたかも既定の事実であるかのように扱い、「廃太子(はいたいし)」という見当外れで刺激的な歴史用語を“恫喝的”に持ち出して、皇位の安定継承へのフェアな議論を封殺しようとしているのは、感心できない。

「今の皇室が女性差別と批判されるべきでないのは、一般の男性は決して皇族になれないのに対し、一般の女性は男性皇族と結婚して皇族になる点からも明らかだろう」という不思議な文章もある。皇室を敬愛する国民が心配しているのは、“必ず”男子を生まなければ継嗣が絶えてしまう(それはそのまま、皇室自体を消滅させる致命的な結果に繋がる)という強烈な“重圧”の下では、皇室への結婚を決断できる女性が現れにくく、皇位の継承も、皇室の存続も困難になるということ。

更に、人道的な見地から、ご結婚後、妃殿下となられた方がそのような重圧下に置かれ続けてよいのか、という懸念が広く共有されているのだ。

「女性差別ではなく、男性差別だから大丈夫」的な子供の口喧嘩で昔、聞いたような屁理屈(小学生なら、速攻で「男性差別でも駄目じゃん!」と返すだろう)が、新聞の紙面を堂々と飾るとは思わ

なかった。改めて言う迄もなく、これは、皇位と宮家の継承から女性が締め出され、「男系男子」に限定されている事実から“反射的”に導かれる事態で、ことさら国民女性だけを皇族にする目的の制度では勿論(もちろん)、ない(目的が皇室でお生まれになった女性〔内親王・女王〕の“排除”であることは、典範第1条参照)。

なお、「女系論者には天皇に好意的でなかった人たちもいる。

『女系天皇』が誕生した途端、掌(てのひら)を返して『男系でなくなったのだから正統性に乏しい』  
と  
言い出しかねない」と警戒しておられるのが、失笑を誘う。そんな“手のひら返し”をしたら、その本人が信用を失うだけ。そんなことで皇室への敬愛が損なわれると本気で考えておられるのだろうか。「君主には、多くの人が在位に納得する正統性を有していることが極めて重要だ」との指摘は、全くその通り。

だからこそ、旧宮家案には疑問符が付けられて来た。逆に、**天皇のお子様(!)のご即位の「正統性」を、その性別だけを理由に疑う国民が、一体どれだけいるのか？**